



2024年5月28日

各位

株式会社ソラコム
代表者名 代表取締役社長 玉川 憲
(コード番号 147A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役CFO 五十嵐 知子
(電話 050-1720-8147)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月26日開催予定の第11期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第11条第3項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。なお、定款第11条第3項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日(未定)

以上